第十一条　法第九条の四第三号の規定により大学において修得すべき社会教育主事の養成に係る社会教育に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする。

科目	単位数
生涯学習概論	四
生涯学習支援論	四
社会教育経営論	四
社会教育特講	八
社会教育実習	一
社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究のうち一以上の科目	三

2　［略］

3　第一項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第十一条　法第九条の四第三号の規定により大学において修得すべき社会教育に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする。

科目	単位数
生涯学習概論	四
社会教育計画	四
社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究のうち一以上の科目	四
社会教育特講	十二
社会教育特講Ⅰ（現代社会と社会教育）	
社会教育特講Ⅱ（社会教育活動・事業・施設）	
社会教育特講Ⅲ（その他必要な科目）	
備考　社会教育特講は、Ⅰ、Ⅱ及びⅢにわたつて開設し履修させることが望ましい。	

2　［同上］

［項を加える。］

附　則

1　この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。

2　この省令の施行の日前に、改正前の社会教育主事講習等規程（以下「旧規程」という。）の規定により社会教育主事の講習を修了した者は、改正後の社会教育主事講習等規程（以下「新規程」という。）の規定により社会教育主事の講習を修了したものとみなす。

3　この省令の施行の日前に、次の表中旧規程第三条に規定する講習における科目（以下この項において「旧講習科目」という。）の欄に掲げる科目の単位を修得した者が、新たに社会教育主事となる資格を得ようとする場合には、既に修得した旧講習科目の単位は、当該講習科目に相当する新規程第三条に規定する講習における科目（以下この項において「新講習科目」という。）の単位とみなす。

旧講習科目	単位数	新講習科目	単位数
生涯学習概論	二	生涯学習概論	二
社会教育演習	二	社会教育演習	二

4　この省令の施行の日前に、旧規程第十一条第一項に規定する社会教育に関する科目（以下「旧科目」という。）の単位の全部を修得した者は、新規程第十一条第一項に規定する社会教育に関する科目（以下「新科目」という。）の単位の全部を修得したものとみなす。

5　この省令の施行の日前から引き続き大学に在学している者で、当該大学を卒業するまでに旧科目の単位の全部を修得した者は、新科目の単位の全部を修得したものとみなす。

6　この省令の施行の日前から引き続き大学に在学している者で、当該大学を卒業するまでに次の表中新科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者は、当該科目に相当する旧科目の欄に掲げる科目の単位を修得したものとみなす。

新科目	単位数	旧科目	単位数
生涯学習概論	四	生涯学習概論	四
社会教育経営論	四	社会教育計画	四

7　この省令の施行の日前に、次の表中旧科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者が、新たに社会教育主事となる資格を得ようとする場合には、既に修得した旧科目の単位は、当該科目に相当する新科目の単位とみなす。

生涯学習支援論	四	社会教育特講	十二
社会教育特講	八	社会教育特講Ⅰ（現代社会と社会教育） 社会教育特講Ⅱ（社会教育活動・事業・施設） 社会教育特講Ⅲ（その他必要な科目）	
社会教育実習	一	社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究のうち一以上の科目	四
社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究のうち一以上の科目	三		

旧科目	単位数	新科目	単位数
生涯学習概論	四	生涯学習概論	四
社会教育特講	八	社会教育特講	八
社会教育実習	一	社会教育実習	一
社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究のうち一以上の科目	四	社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究のうち一以上の科目	三

8　附則第二項又は第四項、第五項若しくは第六項については、第八条第三項又は第十一条第三項の規定は、適用しない。